

日本再生歯科医学会認定医制度規則

第1章 総 則

- 第 1 条 本制度は、再生歯科医学の専門知識および臨床技能を有する歯科医師を養成・輩出することにより、医療水準の向上と普及を図り、もって国民の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 第 2 条 前条の目的を達成するために日本再生歯科医学会（以下「学会」という）は、再生歯科医学治療認定医（以下「認定医」という）の制度を設け、認定医制度の実施に必要な事業を行う。
- 第 3 条 認定医は、再生歯科医学領域における診断と治療のための高い歯科医療技能を修得するとともに、認定医以外の歯科医師または医師からの要請に応じて適切な指示と対応がとれるよう研鑽を図る。

第2章 認定医の条件

- 第 4 条 認定医は、次の各号を全て満たさなければならない。
- (1) 学会学術大会に出席すること。
 - (2) 再生歯科医学に関連する研究活動に参加したり発表を行うこと。
 - (3) 再生歯科医学に関連する領域の疾患の診断および治療を行うこと。なお、上記各号の細目については別に定める。
- 第 5 条 前条にかかわらず、学会が特別に認めた場合には認定医になることができる。

第3章 認定医申請者の資格

- 第 6 条 認定医の資格を申請できるものは、次の各号の全てを満たすことを必要とする。
- (1) 日本国歯科医師の免許を有すること。
 - (2) 認定医申請時において、3年以上引きつづき学会の会員歴を有すること。
 - (3) 第 4 条の認定医の各号に掲げる条件を満たすこと。

第4章 認定医の申請

- 第 7 条 認定医の資格を取得しようとする者は、学会に申請し、資格審査を受け認証されなければならない。
- 第 8 条 認定医申請者は、別に定める申請書類を認定手数料と共に学会事務局に提出しなければならない。

第5章 認定医審議委員会

- 第 9 条 認定医としての適否を審査するために、認定医審議委員会（以下「審議会」という）を設置する。

- (1) 審議会は10名以内の委員で構成する。
- (2) 委員は認定医である理事・評議員の中から会長が推薦し、理事会の議を経て理事・評議員会の承認を受ける。
- (3) 委員の任期は2年とし、連続2期までとする。
- (4) 委員長および副委員長各1名を委員の互選により選出する。

第10条 審議会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- (1) 資格の適否は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。その結果は理事会に報告する。
- (2) 審議会は、必要に応じて開催する。

第6章 認定医登録

第11条 審議会の診査に合格した者は、所定の登録料を納入しなければならない。

第12条 学会は前項に基づき認定医登録を行い、合格者に認定証を交付するとともに、再生歯科医学会誌および本学会総会において報告する。

第7章 資格の更新

第13条 認定医は、5年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第14条 認定医の資格更新に当たっては、5年にわたる認定期間の間に別に定める条項を満たさなければならない。

第15条 資格更新申請者は、別に定める更新申請書類を更新手数料とともに学会事務局に提出しなければならない。

第8章 資格の消失

第16条 認定医は、次の各号の条件を欠いたとき、審議会の議を経て、その資格を失う。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- (2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき。
- (3) 学会会員の資格を喪失したとき。
- (4) 認定医資格の更新手続きを行わなかったとき。
- (5) 認定医審議会が認定医として不相当と認めたとき。

第17条 認定医の資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び認定医の資格を申請することができる。

第9章 補足

第18条 審議会の決定内容に異議のある者は、会長に申し立てることができる。

第19条 この規則の改訂については、理事会、評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

第20条 認定医制度運営に関しては、別に認定医制度運営委員会を設ける。

附則 この規則は、2007年2月1日から施行する。

日本再生歯科医学会認定医制度施行細則

(2007年2月1日)(2017年2月25日一部改正)

第1条 日本再生歯科医学会認定医制度規則(以下「規則」という)に定めた条項以外については、この細則に基づき運営する。

第2条 規則第4条の規定に基づく認定医の基本的条件としては、次の各号の要求が満たされなければならない。

(ア) 認定医申請時に3年以上継続して本学会会員であること。

(イ) 本学会が主催する学術大会および臨床セミナー・シンポジウム等へ3年間で2回以上出席すること。

(ウ) 本学会が主催する学術大会において発表(筆頭演者1回を含む)を行うこと。

(エ) 本学会の機関誌への投稿(筆頭著者1編を含む)を行うこと。

(オ) 再生歯科医学を活用した診査・診断および治療例のケースプレゼンテーション

1. 長期症例・・・2症例

2. 短期症例・・・2症例

3. なお、症例については別に定める方法により審査(口頭試問)を行う。

第3条 規則第5条に規定する認定医とは、本学会に永年顕著に貢献した会員で、理事会の承認を得た者でなければならない。

第4条 規則第4条を満たし認定医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて学会に提出しなければならない。

(ア) 認定医申請書(様式1)

(イ) 履歴書(様式2)

(ウ) 歯科医師免許証の写し

(エ) 学会会員歴証明証(様式3)

(オ) 学会・臨床セミナー・シンポジウム等出席証明書(様式4)

(カ) 学会発表および学会誌投稿を証明する書類(様式5)

(キ) ケースプレゼンテーションの長期症例記録(様式6)

(ク) ケースプレゼンテーションの短期症例記録(様式7)

第5条 規則第8条、第12条、第16条に定める手数料は次の各号に定める。

(ア) 認定手数料 1万円

(イ) 登録料 3万円

(ウ) 更新手数料 1万円

第6条 前条に定める既納の認定手数料、登録料、更新手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

- 第7条 認定医の資格の更新に当たっては、認定期間中の5年間に継続して会員資格を有し、なおかつ本学会が主催する学術大会および臨床セミナー等に4回以上出席すること。なお、本学会が主催する学会での発表や機関誌への投稿を上記の参加回数に充てることができる。筆頭、共著は問わない。
- 第8条 認定医の資格を更新しようとする者は、認定医更新申請書（様式8）に更新手数料を添えて学会に提出しなければならない。認定医更新の申請は、認定医失効期日の1年前から6ヶ月前までに行わなければならない。
- 第9条 この制度に係る財務は、学会会計から分離した特別会計によって処理する。
- 第10条 この細則の改訂については、認定医審議委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。
- 第11条 更新時において満63歳以上で、必要な要件を満たしている場合は、認定医更新申請書（様式8）を提出し、終身認定医となることができる。但し、満63歳以上でも認定医申請が初回の場合は、通常の資格申請手続きが必要である。
- 第12条 附則 この細則は、2007年2月1日から施行する。
- 第13条 （2017年2月25日一部改正）